主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

職権をもつて本件抗告の適否を按ずるに、裁判所の為した決定に対する抗告は其の決定をした裁判所が更に上級審裁判所を有する場合に限るものであつて、最高裁判所の為した決定に対しては、更に抗告を為すことは許されないこと論を俟たぬ所であるから裁判官全員一致の意見によつて本件抗告は不適法として棄却すべきものと認め刑事訴訟法第四百六十六条に則り主文の通り決定する。

昭和二十三年一月二十八日

最高裁判所第二小法廷

義	直	崎	塚	裁判長裁判官
_	精	Щ	霜	裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官